

母子家庭の自立支援の課題と今後の方向

課題

《政策の転換》

- ①「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換
(平成14年法改正)
- ②地方自治体における就業支援事業の実施
(平成15年度～)
- ③児童扶養手当の支給制限(平成15年度～)
(受給期間が5年を超える場合、手当の一部減額を行うこととし、平成20年度から開始)



今後の基本方向

～児童扶養手当の見直し～

○就業・自立に向けた総合的な支援に関する地方の役割・責任の拡大

- どこの自治体に住んでも、就業・自立支援策を享受できるようにする。
- 地域の様々な資源を活用し、経済的支援と就業・自立支援とをバランス良く実施。

○これと併せ、地方の財政負担の拡大

- ・役割・責任に応じた負担
- ・他法他施策の国庫負担率・補助率との整合

[具体的方向]

- ・児童扶養手当事務と就業・自立支援との連携強化
- ・国庫負担率 3／4 → 1／2

三位一体の改革

「地方にできることは地方に

- ・税源移譲
- ・地方の役割・責任の拡大

母子家庭の現状と自立支援のあるべき方向

〈母子家庭の現状〉

急増する母子世帯

- ・123万世帯(H15)
(5年前に比べ28%増)

母子の若年化の進行

- ・母子家庭となった時の平均年齢
母33.5歳、子4.8歳
(子が18歳に達するまで
約13年)

就業率は高いが、 不安定な地位で就業

- ・8割を超える就業率
・うちパート49%、
常用雇用39%

不就業の者でも、高い 就業意欲

- ・不就業者のうち、約86%が
「就職したい」と回答

母子家庭の自立に向けた総合的なサービスの提供が不可欠

①子育て・生活支援

- ・保育所への優先入所等、子育て支援サービスの提供
- ・日常生活支援サービスの提供
- ・各種生活相談(養育費の確保等)

②就業支援

- ・就業相談、就業に関する情報提供
- ・職業能力開発等への支援
- ・雇用・就業機会の増大

③経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・母子寡婦福祉貸付金

〈あるべき方向〉

自治体による自立支援のための総合的なコーディネートが不可欠

○総合的な相談窓口

- ・手当事務と他の就業・自立支援策との連携

○母子家庭の個々の状況に応じた自立支援プログラム(メニュー)の作成と実施

- ・地域の各種社会資源の活用

保育所、学校、子育てNPO、児童福祉施設、母子寡婦福祉団体、民生委員・児童委員、ハローワーク など